

対馬のために働いてみませんか？

対馬市職員(平成24年10月1日採用)を募集します

【第1次試験日】平成24年7月29日(日)

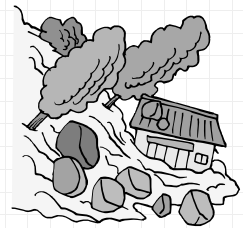
【申込受付期間】平成24年6月14日(木)～7月13日(金)

試験職種及び受験資格

試験区分	職種	採用予定数	受験資格
高校卒業程度 (社会人枠)	一般事務	若干名	(1)昭和52年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた人で、高等学校卒業以上の学歴を有する人 (2)民間企業等における職務経験が平成24年9月末現在で通算して5年以上ある人
<p>(注) 受験資格に掲げる「職務経験」には、会社員、自営業者等として1年以上継続して就業していた期間が該当します(アルバイト、パートタイムの期間は除く)。職務経験が複数の場合は通算することができます。なお、最終合格決定後、職務経験期間の確認のため、職歴証明書等を提出していただきます。5年以上の職務経験を確認できなかった場合は、採用されません。</p>			

「いざ」という時に備えましょう

梅雨に入り心配されるのが集中豪雨です。
急な増水は思わぬ場所を危険地帯にします。今一度、皆さんが生活している周辺の確認をお願いします。
大粒の雨が降ってきた、水かさが増す、水が濁ってきたなど、「あやしい」と感じたら即行動！即避難！を心がけましょう。



災害から身を守る日ごろの備え

土砂災害

家の裏が急傾斜地である場合、過去に災害が起こった周辺は特に注意
長雨、豪雨の時は特に警戒が必要(大雨・洪水警報をチェック)
亀裂ができた、山鳴り・湧き水・小石の落下など土砂災害前に起こる様々な前兆現象を知っておく

有事の際に「どこへ逃げるか」「どう避難するか」「家族との連絡方法は」など、ご家族で今一度確認してみましょう。

問い合わせ 総務部 総務課 0920(53)6111

福祉課からのお知らせ

ボランティア支援事業「心を聞く場所 寿庵」を開設しています

お気軽にご利用下さい。

蔵原町久田道1498 光清寺裏庭
寿庵：平山 順寿 0920(52)0999

相談を希望される方は、事前の予約が必要です(日曜日は休館)。



問い合わせ 福祉事務所 福祉課 0920(58)1119

税金は納期限までに納めましょう!!

平成24年度の市税の税額が確定し、納税義務者に通知書を発送しました。
各税目の納期限は、以下のとおりです。

	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
市 県 民 税									
固定資産税	7月2日	7月31日	8月31日	10月1日	10月31日	11月30日	12月25日	1月31日	2月28日
国民健康保険税									
軽自動車税	5月31日								

納期限を過ぎても税の納付がない場合、「督促状」を発送します。それでもなお納付がない場合は、「滞納処分（差押え・公売など）」を行います。また、納期限を過ぎても納付がない税は、「延滞金」がかかる場合があります。税金は、納期限までに納めましょう。

納税は、口座振替が便利です。

口座振替にすると、納付忘れがなく便利です。

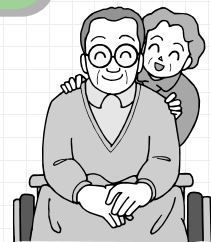
各金融機関において **納税通知書** **預貯金通帳** **通帳使用印鑑** を持参して、お申し込みください。

問い合わせ 市民生活部 税務課 0920(53)6111

後期高齢者医療被保険者証(保険証)が新しくなります

現在ご使用いただいている保険証の有効期限は、平成24年7月31日までです。
新しい保険証を7月中旬に交付いたします。なお、手続きは必要ありません。

保険料の納付が滞っている方には、有効期間が短い保険証を交付する場合があります。納付についてはお早めにご相談ください。



「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関等の窓口に表示していただくことで、受診時の窓口での支払いが自己負担限度額までになります。また、入院中の食事代が減額されます。

認定の対象となる方は...

住民税非課税世帯に属している方（同一世帯の全員が住民税非課税の場合）

既に交付を受けている方は...

現在ご使用いただいている認定証の有効期限は、平成24年7月31日までです。引き続き対象となる方には、新しい認定証を保険証と一緒に交付いたします（申請の必要はありません）。

新しく交付を受ける方は...

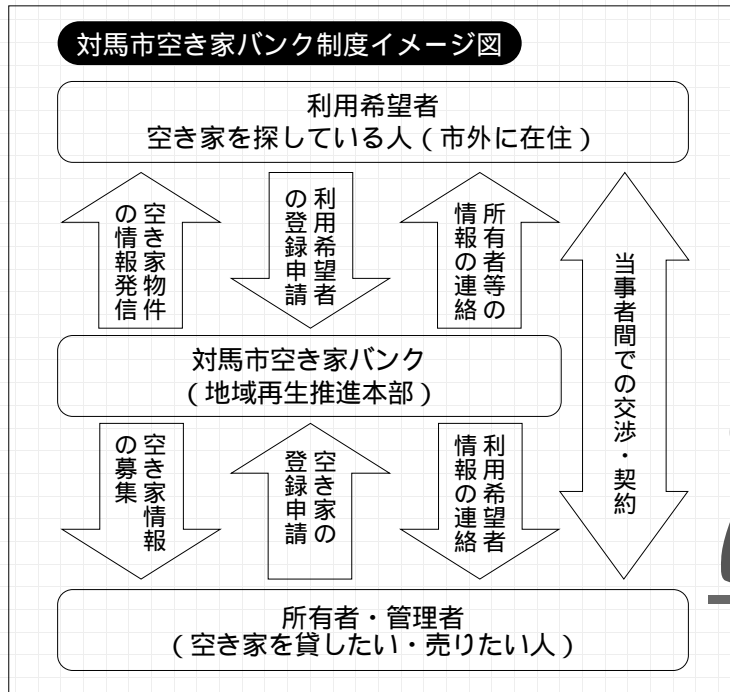
長寿支援課・各福祉保健センター・各地域活性化センター住民生活課で手続きを行ってください。

申請に必要なもの...印鑑

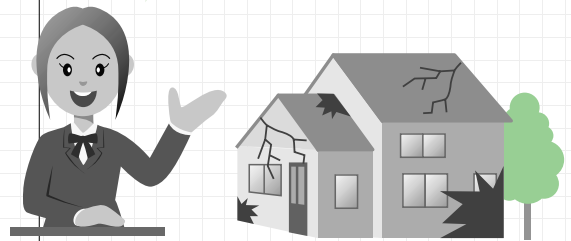
問い合わせ 福祉保健部 長寿支援課 0920(58)1117

空き家を登録しませんか？

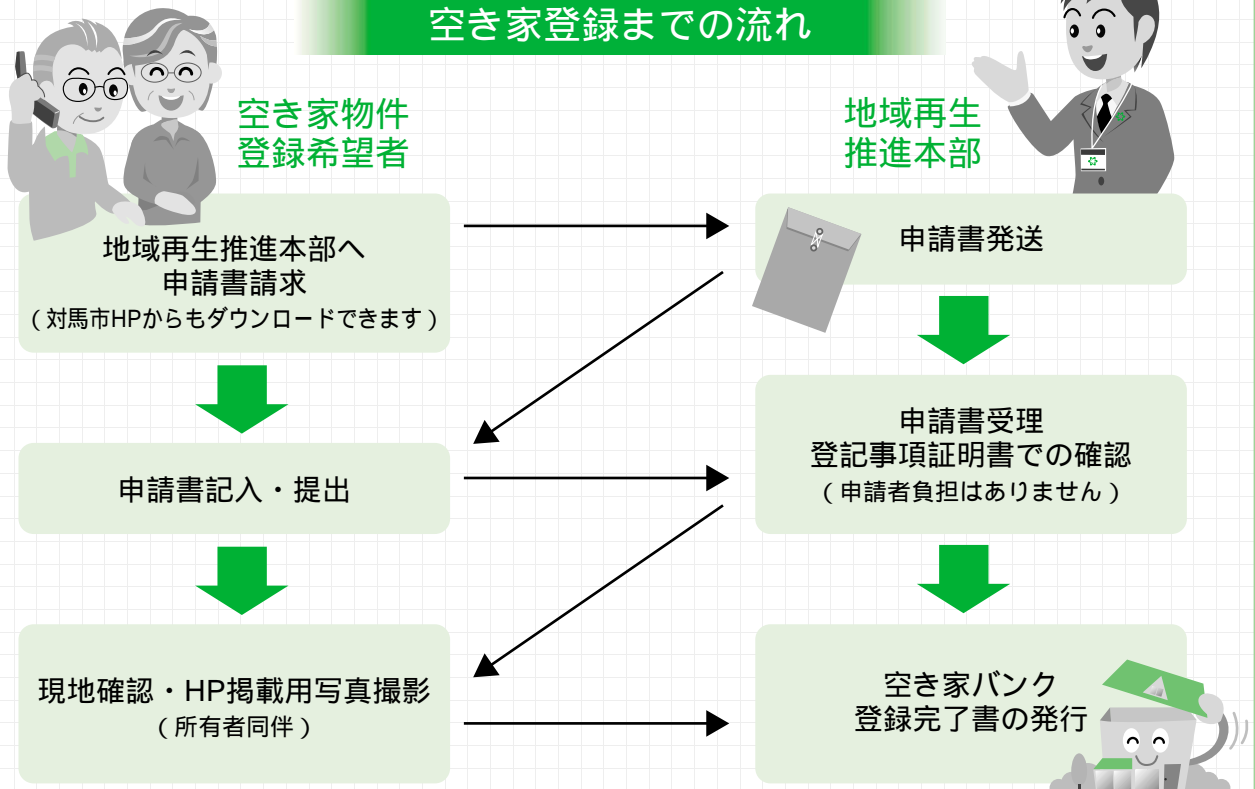
田舎暮らしを希望する島外の方を対象にした“対馬市空き家バンク制度”を実施しています。
 田舎暮らしを希望する島外の方に、**空き家を貸してもよい又は売ってもよい**という方を募集しています。
 《 募集対象地域：都市計画区域（桧原～久田道）を除く対馬市内全域》



家は、無人のままだと老朽化が進みます。島外の方に家を活用してもらい思い出のつまった家を残しませんか？



空き家登録までの流れ



登録完了後は、対馬市ワンストップ窓口（地域再生推進本部内）や対馬市HP・田舎暮らし相談会・体験ツアーで空き家情報を発信します。
 空き家バンクの登録抹消はご連絡いただくと、速やかに抹消手続きを行います。

「がんばれ国境の島対馬ふるさと応援基金」への 寄付状況をお知らせします

事業指定項目		件数	金額
1	豊かな自然環境の保全や歴史的景観の維持、再生に関する事業	3件	70,000円
3	地域が連携して支える教育・文化・スポーツの振興に関する事業	1件	10,000円
5	対馬の資源を活かした地場産品の研究開発や販路拡大に関する事業	1件	10,000円
6	地場産品の活性化を担う新規起業家への支援に関する事業	1件	30,000円
7	市長が特にふるさと対馬の将来に向けて寄与すると認める事業	13件	1,750,000円
計		19件	1,870,000円
平成23年度基金活用事業充当額		6件	1,290,528円
平成23年度未現在 基金現在高			4,946,814円

項目2“国境離島という地理的、歴史的な特性を活かした観光振興に関する事業”と項目4“ふるさと対馬の人が安心して暮らせるための福祉に関する事業”について、平成23年度のご寄付はありませんでした。

項目7のうち、エトピリカ文庫にかかる寄付は2件：100,000円です。

合計件数は、複数項目へ寄付いただいた寄付者の方の、それぞれの項目ごとの実件数を記載しています。

平成23年度から基金活用事業として6事業を実施し、基金から充当しています。

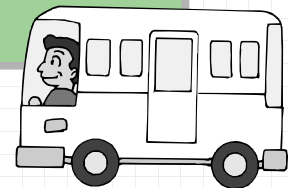
お名前の公表を了解された寄付者の皆様（平成23年度）

（敬称略）

本馬 貞夫	佐藤 万帆	宮原 正善	八坂 茂尚	宮本 修
佐藤 隆一	岩下 明裕	平山 健	宗教法人真如苑	阿比留 孝行



対馬市地域公共交通活性化協議会及び 対馬市地域交通検討委員会委員を募集します



委員の任務：新たな公共交通網の構築に向けた検討・審議

（年5回程度開催）

委員の任期：平成24年6月28日～平成26年3月31日

委員の報酬等：「対馬市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」により支給

募集人数：2名

応募資格：地域公共交通に興味や関心がある方で、新たな公共交通網の構築に協力いただける方
本市に住所を有し居住している20歳以上の方
平日の昼間に開催する協議会に出席できる方

応募方法：地域再生推進本部・各地域活性化センター地域支援課に用意してある申込書に必要事項を記入のうえ、郵送・FAX・持参・メールにて応募して下さい。

応募期限：平成24年6月25日（月）必着

応募先：対馬市地域再生推進本部

〒817-8510 対馬市厳原町国分1441

FAX 0920(53)6112 E-mail: tiikisaisei@city.nagasaki-tsushima.lg.jp

問い合わせ 地域再生推進本部 0920(53)6111

まちづくり活動推進事業ワークショップに参加しませんか？

厳原城下町地区（主に横町沿線）の整備計画について、快適で魅力のある生活空間を地域主体で作り上げていくためのワークショップです。

任 期：平成24年7月20日～平成25年3月31日

報酬及び費用弁償：無償

募集内容：(1) 募集人数 若干名（応募者多数の場合は、選任させていただきます）

(2) 応募資格

対馬市内に住所を有する20歳以上の方

平日・祝祭日の昼夜に関わらず、年4回程度の出席が可能な方

まちづくりや地域づくりに関心を持ち、広い視野に立って意見や提案をいただける方

応募方法：地域再生推進本部・各地域活性化センターに用意してある申込書に必要事項を記入のうえ

下記へ郵送・FAX・メールもしくは持参により提出して下さい。

〒817-8510 対馬市厳原町国分1441 対馬市役所 地域再生推進本部

FAX 0920(53)6112 E-mail: tiikisaisei@city.nagasaki-tsushima.lg.jp

応募期限：平成24年7月6日（金）必着



問い合わせ 地域再生推進本部 0920(53)6111

自然環境推進室からのお知らせ

ツシマヤマネコ基金への寄付状況をお知らせします

	事業指定項目	件数	金額
1	ツシマヤマネコの保護及び自然環境の保全に関する事業	2件	1,030,000円
2	動植物の調査・研究に関する事業	3件	129,609円
3	対馬市内の自然環境保護団体の活動推進に関する事業	3件	109,338円
4	対馬の自然環境を普及啓発する事業	13件	122,157円
5	その他目的達成のために市長が必要と認める事業	0件	0円
	計	21件	1,391,104円
	内 ツシマヤマネコ寄付金付自動販売機分	16件	152,515円
	対馬野生生物保護センター募金箱等	3件	208,589円
	平成23年度末 現在高		5,581,800円

平成23年度お名前の公表を了解された寄付者様：大坪商店 地産ふれあいひろばの皆様

問い合わせ 市民生活部 環境政策課 自然環境推進室 0920(53)6111

健康保健課からのお知らせ

日本脳炎の予防接種を受けましょう

今年度は通常の3歳・4歳のお子様に加えて、**小学2年生・3年生・4年生・5年生のお子様**にも日本脳炎予防接種のご案内を行っています。保護者の方は母子健康手帳を確認し、日本脳炎の1期接種が不足している場合は接種を受けましょう。

また、日本脳炎の予防接種後に重い病気になった事例があったことをきっかけに、平成17年度から21年度まで日本脳炎予防接種のご案内を行いませんでした。その間、接種を受けられなかった方に対して順次接種のご案内を行っています。

小学2・3年生のお子様は1期初回接種（2回）、小学4・5年生のお子様は1期追加接種（1回）を受けましょう。

問い合わせ 福祉保健部 健康保健課 0920(58)1116

都市計画道路横町線が事業認可されました

厳原都市計画道路事業3・5・4号横町線の施工に伴い、平成24年6月1日付けで、事業地沿線の土地建物等の有償譲渡に規制がかかります。

事業地：厳原町大手橋・今屋敷（市道横町線）

規制の内容：有償で譲渡しようとする人は、国土交通省令に定める「土地建物等有償譲渡届出書」により、所定の事項を対馬市に届出なければなりません。

土地建物等有償譲渡届出書の届出があった後30日以内に市が買取る旨を通知したときは、届出をした予定対価の額に相当する代金で市と売買が成立したものとみなされます。

上記の期間（市がその期間内に買い取らない旨の通知をしたときは、そのときまでの期間）内は、当該物件を譲渡してはなりません。

この事業に関する関係書類は、対馬市建設部建設課にご用意しています。

ご自身に関係のある土地が、事業地に関係があるかどうかご確認ください。

問い合わせ 建設部 建設課 0920(53)6111

選挙管理委員会からのお知らせ

選挙管理委員会が新体制になりました

3月開催の対馬市議会定例会で、任期満了に伴う対馬市選挙管理委員会委員の改選が行われ、4名の委員が選任されました。任期は平成24年4月30日から4年間です。

また、5月24日には新委員による第1回目の対馬市選挙管理委員会が開かれ、委員の互選により、委員長に厳原町の円城雄司さんが選任されました。

役職	名前	年齢	住所	在職
委員長	円城 雄司	74	厳原町国分	3期目
職務代理者	庄司 智博	51	上対馬町比田勝	2期目
委員	井 次男	74	美津島町雞知	2期目
委員	日高 光博	68	上県町佐須奈	1期目

対馬海区漁業調整委員会委員一般選挙が行われます

選挙期日：平成24年8月2日（木）

告示日：平成24年7月24日（火）

選挙すべき委員の数：6人

立候補届出書事前審査：7月17日（火）～19日（木）

対馬市役所4階総務課内に立候補届出関係書類を備えておりますので、立候補予定者はご来庁のうえ、窓口にてご請求ください。



問い合わせ 選挙管理委員会 0920(53)6111

「ちんぐ・フレンド・友達の輪」参加者を募集します

目的：いにしえより永い交流の歴史がある韓国の人や、対馬で生活する諸外国の人とふれあい、それぞれの考え方や生活について理解し交流を図る。

期間：平成24年7月14日（土）～15日（日）

場所：長崎県立対馬青年の家（峰町三根1186）

定員：30名程度 韓国：東国大学生20名程度参加予定

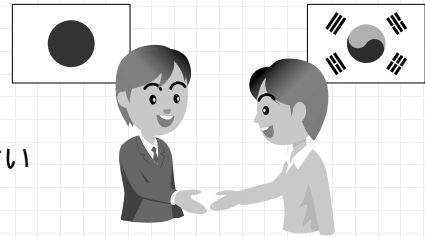
参加料：3,000円【14日（土）の日帰りは2,000円】
【15日（日）の日帰りは1,000円】

申込先：長崎県立対馬青年の家

申込期限：平成24年7月3日（火）

詳細は「対馬青年の家ホームページ」をご覧ください

<http://www.sea.tcctv.ne.jp/tsushima1186/wp/>



問い合わせ 教育委員会 生涯学習課 0920(86)3727
対馬青年の家 0920(83)0559

対馬市巖原プールがオープンします

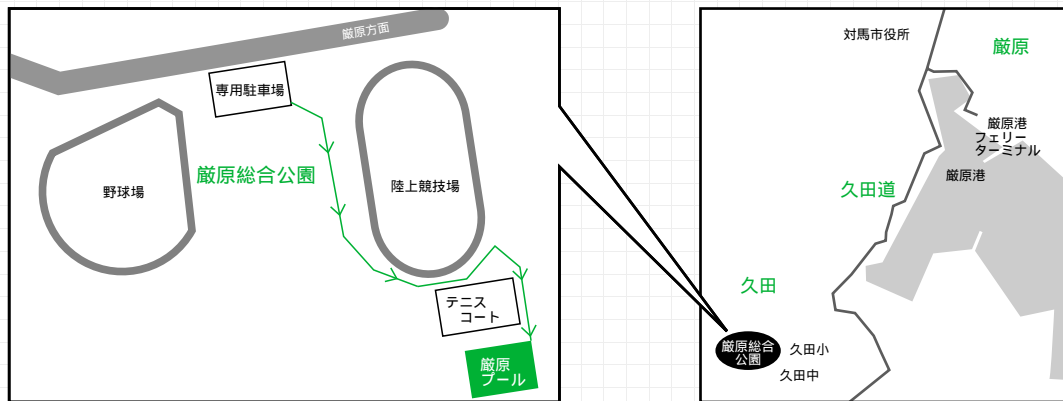
巖原総合公園（巖原町久田）内に、対馬市巖原プールが新しくオープンします。皆さんのご利用をお待ちしています。

開館期間：平成24年7月4日（水）～8月31日（金）

開館時間：9:00～17:00

休館日：毎週月曜日、8月13日（月）～15日（水）の間

利用料金：高校生以上200円、中学生以下100円



施設外観



施設内部

ご注意ください!! お車でお越しの際は、必ず「巖原総合公園」の専用駐車場をご利用願います。久田中学校敷地内への駐車はご遠慮ください。

問い合わせ 教育委員会 巖原地区生涯学習センター 0920(52)0363



地域マネージャー通信

チコネ通信
VOL.19
上県町佐護地区

地域再生推進本部 協働のまちづくり推進グループ

今回の地域マネージャー通信は、上県町佐護地区を紹介します。

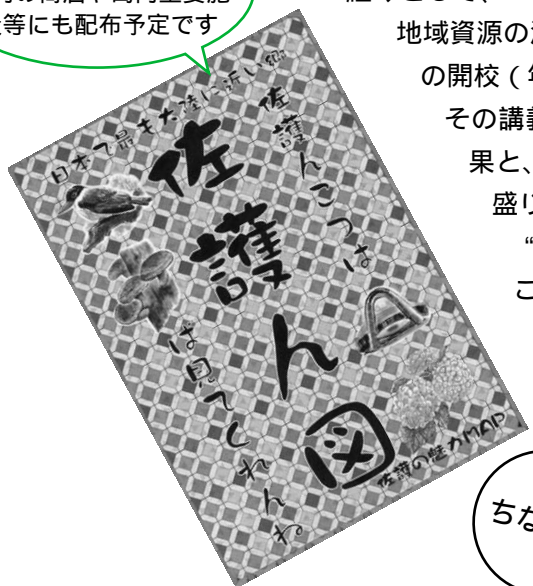
佐護地区は対馬の最北西端に位置し、中央部を流れる佐護川の周辺には佐護平野が広がっています。この平野は島内最大の水田地帯であり、佐護ヤマネコ稲作研究会による“佐護ツシマヤマネコ米”の栽培が行われています。また、毎年、渡りの時期になると様々な野鳥が集まることから、自然豊かな地区として知られています。

地域マネージャーの活動としては、地区の皆さんと一緒に、毎年6月に実施しているあじさい祭り・パラグライディング対馬大会のスタッフや10月の区民体育大会、3月に行っている千依蒔山の野焼き等に取り組んでいます。また、地域づくり計画の作成に向けてアンケートを実施し、その結果から浮き彫りになった課題や要望の解決に向けて、老人クラブや地元商店にヒアリングを行いました。



【佐護区民大学の様子】

“佐護区魅力マップ”は地区内の商店や島内主要施設等にも配布予定です



その他、『佐護の魅力再発掘プロジェクト』とした佐護地区の取り組みとして、

地域資源の活用策や地域課題の解決策を探った“佐護区民大学”の開校（年3回実施）

その講義内容や地域づくり計画策定にかかるアンケートの結果と、地区の皆さんの意見から再発見された佐護の魅力を盛り込んだ“佐護区魅力マップ”の作成

“佐護音頭”の再録とCD化

これらの3つの事業を行い、それぞれに協力をしています。“佐護区魅力マップ”と“佐護音頭”のCDは、地区内の各世帯へ配布されています。

【活用事業：平成23年度

「わがまち元気創出」支援事業】

ちなみに

あじさい祭

6月17日(日) 9:45～

上県町佐護 湊浜シーランドステージ

パラグライディング対馬大会

6月16日(土)17日(日) 10:00～

上県町佐護 千依蒔山頂から
湊浜シーランドステージ

今後は、今月行われるあじさい祭り・パラグライディング対馬大会等のイベントスタッフとして、地区に協力しながら交流をさらに深め、佐護地区を地域の皆さんと一緒に盛り上げていきます。また、アンケートの結果や地区の皆さんの意見をもとに、地域づくり計画の策定に向けて取り組んでいく予定です。

地区で何か計画や活動をしたい場合は、各地区の区長さんや地区の担当地域マネージャーにご相談ください

問い合わせ 地域再生推進本部 協働のまちづくり推進グループ 0920(53)6111



未来に繋ごう！豊かな森林

本年4月1日より施行されました「対馬市森林づくり条例」。

今回は、今後の森林資源の活用と森林環境を守る取組みをどのような形で組み立てていくかについて紹介します。

条例で定めている「対馬市が主体となって取り組む施策」

森林資源の活用分野

- 木質バイオマス燃料としての利用
- 公共施設等への対馬産木材の利用
- 対馬原木しいたけ栽培の振興
- 韓国・中国等への販路開拓
- 有害鳥獣(イノシシ・シカ)を活用した新規産業化
- 森林の二酸化炭素吸収量の販売
- 林業従事者、担い手の育成
- その他対馬ならではの森林施策 等

森林環境の保全分野

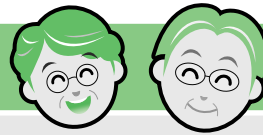
- 有害鳥獣対策(駆除と防除)
- ツシマヤマネコ等多様な生態系に配慮した森林整備(伐採手法等)
- 下流域の環境保全のための河川環境に特別に配慮した森林整備
- 玄海ツツジやヤマザクラなど私たちに癒しを与えてくれる樹木の保全
- カヤ、ケヤキなどの有用樹木の保全
- 公共機関が行う工事に対する環境保全のための協議の場の設定
- 森・川・里・海の一体的な環境保全への取組みに対する支援 等

今後、上記取組みを実施するため、本年度“対馬市森林づくり委員会”を設置します。同委員会において、具体的な事業内容や実施年度・事業費及び活用する補助金や財源を盛り込んだ今後10年間の“対馬市森林づくり基本計画”を策定する予定です。

次回は、計画に盛り込む事業に活用する補助制度や市独自の財源についてお知らせする予定です。

問い合わせ 農林水産部 農林振興課 0920(53)6111

年金コーナー



国民年金保険料のお支払いが困難なときは

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合、申請をして認められれば保険料の全額、または一部が免除となる「保険料免除制度」や「一部納付(免除)制度」などがあります。免除の期間は、申請した年度の7月から翌年の6月までの1年間です。

保険料の免除や猶予を受けず保険料が未納の状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合がありますので、ぜひ活用しましょう。免除された保険料は10年以内であれば、後から納めることができますが、2年を過ぎると加算額がつきます。

全額免除制度

申請して認められれば保険料の全額が免除されます。

一部納付(免除)制度

申請して認められれば保険料の一部を納付、残りの保険料は免除されます。

一部免除には、4分の3免除・2分の1免除・4分の1免除の三種類があります。

なお、一部免除された期間については、免除された額の保険料を納めない場合は未納期間として取り扱われますので、ご注意ください。

保険料の免除を受けるには、本人のほか、配偶者や世帯主などの前年所得が所得基準の範囲内である必要があります。ただし、所得基準を超えていても失業などの理由によって保険料が免除される場合があります。

平成24年度分の免除申請の受付は、7月からです。

免除申請には、年金手帳・印鑑などが必要ですが、他にも添付していただく書類が必要な場合もあります。

詳しくは、年金事務所へお尋ねください。

【問い合わせ】

日本年金機構長崎北年金事務所 095(861)1582

《長崎北年金事務所の出張年金相談》

日時 7月18日(水) 13:30~17:00

場所 美津島地域活性化センター別館

日時 7月19日(木) 9:00~17:00

場所 対馬市役所別館